

裁判所書記官印



証人調書

(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号
	平成29年(ワ)第535号
	平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月2日 午前10時00分
氏名	飯島滋明
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 真実を述べ、

なに ごと かく いつわ
何事も隠さず、 偽りを述べない

ことを誓います。

氏名

飯島滋明



速記録 (令和2年10月2日 第12回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号、同第535号

平成30年(ワ)第468号

証人氏名 飯島 泰玄 明

原告ら代理人(久保山)

甲B第7号証(意見書)、甲B第59号証(陳述書)を示す

1 今お示しした意見書及び陳述書は、飯島さんがこの裁判において提出された証拠となっているんですが、この2つの文書はいずれも飯島さんが作成されて冒頭に署名されたということで間違いないですね。

間違いございません。

2 この2つの文書について、どこか修正すべきところはありますか。

ございません。

3 飯島さんの経歴について事前にお伺いしたところをちょっと確認させていただきますが、飯島さんは早稲田大学大学院卒業後、2007年に名古屋学院大学経済学部講師として勤務を始められ、2010年に准教授、2016年4月に教授に就任し現在に至るということでよろしいでしょうか。

間違いございません。

4 飯島さんの陳述書を拝見いたしますと、これまで憲法、行政法、平和学、医事法を主に研究してきたとのことです、この中で、憲法についてこれまで御研究してきた分野や研究活動の概要についてお話しください。

憲法と言ってもいろんな内容がございますので、その中で平和主義を一つの研究課題としてきました。外国法の比較で言いますと、ドイツとフランスの憲法の比較というのをしてきました。研究手法なんですがけれども、ほかの研究者と多少違うなと思うところは、やっぱり私、ジャーナリストとかいろいろ論文を書くとかということもさせてい

ただきましたし、実は川崎市長任命の市民オンブズマンの専門調査員をしてたときがございました。そのときのオンブズマンというのが、東海大学安楽死事件の裁判長であった松浦繁先生だったんですけども、彼は例えば日曜日とかも現場に行って見てたりするんですよね。やっぱり裁判官ってこうやって現場を見るんだと。緻密な意見書を書かれたりするんですけども、そうやって現場を見ることが大切だというところから、現場を見る手法というのも非常に重視させていただきまして、安保法制に関しても、元自衛官でありますとか、あるいはNGOの人たち、いろいろ聞き取りをして、それを本などで紹介したり、2019年にも自衛官の方の紹介をしたんですけど、それは朝日新聞の今年の3冊にも選ばれたりします。

5 憲法学の研究者のお立場で、2015年9月に成立した安保関連法を見たときに、その法的構造から見て、どのような問題点が指摘できますか。

明確に言えるのが、いろんな形で世界中に出ていって武力行使ができる、そういう法的構造になっているということが指摘できるかと思います。特に時間の関係で二つのことを御紹介させていただきますけども、安保法制というのは11の法律からなるんですけども、そのうちの一つ、改正自衛隊法ですよね。それは「我が国周辺の地域における」という「我が国周辺」というのが削除されてるんですよね。この結果何が起こるかと言いますと、世界中で自衛隊が活動できるということがまず認められたと。もう一つですけども、それまでの歴代政府が憲法違反だからできないと言ってきた集団的自衛権を存立危機事態という概念を作ることによって認めてきたと。そういう意味で世界中の武力行使が可能な法的構造になったということが指摘できるかと思います。

6 この安保関連法は、憲法上の人権との関係では、どのような法律と言うこと

ができますか。

例えば東京大学名誉教授樋口陽一先生なんかは、憲法学者というのは、むやみやたらに憲法違反という言葉を使うなということを憲法学会でもおっしゃられています。どういうことかと言いますと、やっぱり憲法の文言というのは曖昧なところが多くて、明らかに憲法違反だというのは、なかなかそんなのは出てくるはずもない。だから、憲法違反という言葉をそんな軽々しく使うなということはおっしゃってされました。ですけども、この安保法制に関して言えば、これは平和的生存権あるいは人格権、それから憲法改正・決定権を明らかに侵害して、一見して極めて明白に憲法違反と言えるかと思います。私が所属する憲法学会でも圧倒的多数でこれは憲法違反だという議論が出てますし、メディアなんかでもよく紹介されてる木村草太先生、本なんかでもこれが安保裁判になれば違憲判決が出るだろうということもおっしゃってます。そのぐらい違憲説が多数な見解でございます。

- 7 今、憲法学会の評価というのをちょっとお話しいただきましたけど、もう少し詳しくお話しいただくと、憲法学者、憲法学会というのは、この安保法制に対してどのような評価を下しているんでしょうか。

もちろん全部の先生が何を言ってるかというのは分かるわけじゃないですけども、著名な憲法学者が何を言ってるかというのは、これは分かります、学会ですので。例えば自民党が推薦した長谷部恭男先生、東京大学名誉教授にいずれなられるとは思いますけど、彼でさえも国会の場で憲法違反と言つてると。そういう意味で、繰り返しになるかもしれませんけども、圧倒的多数の憲法学者が、憲法違反という判断しかしようとすると、そういう法律と言えるかと思います。

- 8 飯島さんが今三つの人権を挙げていただきました。平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権、この三つの人権と安保法制との関係についてちょっとお

尋ねしたいと思います。まずは安保法制と平和的生存権の関係についてです。そもそも平和的生存権というのはどんな権利でしょうか。

これは本なんかでも広く捉えられてるということも実はありますけども、端的に言えば、戦争あるいは軍隊によって生命、身体あるいは健康が奪われない、あるいは奪われないまでも脅かされない権利というのが平和的生存権の中核になります。

- 9 今やっている宮崎の裁判に先行して様々な地で安保訴訟がされているんですが、平和的生存権は法律上保護に値する具体的な権利ではないとして、安保法制の合憲性判断に至る前に間口で切り捨てているものもあります。そこで、この平和的生存権というのがそもそも具体的な権利と言えるのかどうかというところについて御解説ください。

ちょっと失礼なことを申し上げるかもしれませんけども、哲学者になれと言ってるわけじゃないんですよね。平和というのは、哲学的議論をすればいろんな抽象的な議論というのはあるかもしれませんけども、飽くまで日本国憲法の下での平和の意義というのは何なのかというのを明らかにするというのが裁判官の役割だと思います。そうであれば、今まで安保法制違憲訴訟でいろんな裁判官が下してきましたけども、どうもやっぱり現実を踏まえてないという印象は拭い切れない。単純に分かりやすい例を出しますけども、例えば自衛官が戦場に行けと言われたとき、それは嫌ですと言うのが法的権利として憲法上認められないという話になるのか、あるいはですけども、これももしかしたら後で質問あるかもしれませんけども、存立危機事態、日本が攻撃されてない段階でも実は医師、看護師、薬剤師、建築、土木、建築業者というのは、戦場へ行けと言われる可能性というのは、実は安保法制によって生じます。そのとき医師や看護師が行きたくないと言うことが憲法上の権利として認められないのかどうか、そういう話だと思いま

ます。そうであれば、これは憲法上認められるというのが平和的生存権になります。先ほど申し上げたとおり、身体、生命あるいは健康などが奪われない権利というのが平和的生存権の中核ですので、そういったことを具体的に考えれば、これは憲法上の権利ということは何ら問題ないというか、むしろ当然の話になるかと思います。今までの裁判を見てますと、例えば憲法前文は裁判規範となり得ないということも言ってますけども、憲法にそんなことはどこにも書いてないんですね。あるいはその解釈を可能にするような文言なんかもどこにもございません。もっと言いますと、例えばドイツとかフランス、ドイツに関しては当たり前と言うのはちょっとと言い過ぎかもしれませんけども、フランスの憲法裁判所である憲法院というのは、当たり前に憲法前文というのを裁判規範としてやってます。ですから、比較法的に見ても、憲法前文が裁判規範性がないということは言えませんし、あるいは今の憲法を作るとき、金森徳次郎さんが裁判規範があるのかと帝国議会で質問されたとき、飽くまでそれは前文だからないという話じゃないと、その権利の性質によって変わるんだということを答弁します。そうであれば、憲法前文が裁判規範性がないということは、比較法的に見ても、あるいは立法者意思としても、あるいは憲法の文言から見ても、それは言えないかと思います。

10 平和生存権というのは、憲法上で言うと、憲法前文に記されているということで、そしてその前文にも裁判規範となる権利があるということが言えるということですね。

これも学会によっていろいろ見解はございますけども、もし憲法学者に一番大切な条文を一つ挙げろと言われたら、憲法13条を挙げるかと思います。飽くまでその13条から根拠付けられるという見解もあります。あるいは憲法9条が戦争しちゃいけないということを定めて

ますので、そこからやっぱり権利として認められるということを言う見解もあります。ですけども、憲法前文がかぶるだろうというのは多くの学説が一致するところだと思います。

- 11 いざれを根拠にしても、やはりこれは具体的な権利であると言えるということでしょうか。

はい。

- 12 平和的生存権が法律上、保護に値する具体的権利であるということを前提にして、安保法制はどのような点で平和的生存権を侵害していると言えるのでしょうか。

例えばですけど、まず自衛官の平和的生存権というのは侵害されてるということは言えるかと思います。2016年の11月、安保法制に基づいて南スーダンに自衛官というのは派遣されました。青森の第9師団です。彼らが何と言って出動していったかと言いますと、手と足が無事で帰ってくるようにと言い合って出ていったんですよね。当然戦場であれば手足を失うなんてこともあります。手足どころか命ということもあります。やっぱりそういう状況で自衛隊を出したと。その根拠が安保法制だということであれば、それは当然まず自衛官の平和的生存権というのが侵害されたということが言えるかと思います。先ほども申し上げましたとおり、実は存立危機事態の際もですけども、武力攻撃事態及び存立危機事態法3条に基づいて、自治体職員あるいは指定公共機関に関わる人というのは、戦場に派遣される可能性というのが出てきます。そうであれば、指定公共機関というのは、ホームページを見れば、いろいろずらっと職種が並んでますけども、運送業者あるいは建築土木の人たちなんていうのは派遣されることになります。これもちょっと考えていただければすぐ分かるかと思いますけども、存立危機事態と認定しますと、自衛隊法76条1項2号に基づい

て自衛隊は出動できます。自衛隊法 88 条に基づいて武力行使も可能なんですね。日本は攻撃されていませんけど、外国を攻撃したと。当然攻撃されます。そしたら日本に対する武力攻撃事態になるんですね。これは日本が攻撃したのに攻撃されないなんていうのはあり得ない話だと思います。あつという間に武力攻撃事態に変わります。そうであればですけども、自衛隊法 103 条に基づいて、物資保管命令あるいは業務従事命令というのが出されます。物資保管命令というのは、ガソリンとか食料を売るなということを防衛大臣とか県知事が命令する権限ですけども、そうなれば全国民がガソリンが買えない、食料が買えないということが起こり得ると。自衛隊法 103 条には、それこそ医師、看護師、薬剤師、薬剤師は挙がってませんけど、医師とか看護師、医療者とか建築土木の人に関しては業務従事命令を出せるということになってますので、そうなれば当然戦場に行かされると。彼ら、彼女らも当然戦場に行かされる危険というのは生じます。特に厚生労働省の資料なんか見ても、働く女性の 20 人に 1 人というのを見ると、看護師ですので、そうであれば医療関係者なんていうのは行かされる可能性が出てくると。あるいはですけども、当然その基地周辺の人たち、あるいは軍事的な目的として原発の周辺なんていうのは攻撃対象になります。宮崎県で言いますと、新田原基地、日米共同の訓練基地という計画もございますので、いざというときになれば、やっぱり新田原基地が攻撃対象になる可能性というのは生じると。当然周辺の住民というのは攻撃の可能性というのがございますし、あるいは鹿児島県に川内原発がありますけども、あれの 150 キロ範囲なんていうのはほとんど宮崎市が入ります。そうであれば、そこが攻撃されるということによって宮崎の市民も甚大な被害が生じると。今三つの類型を挙げましたけども、こういった人たちに関しては平和的生存権が日本

において侵害されますし、外国にいる日本人もテロの対象になったりするということで、これはN G Oの人たち、たくさんいろんな聞き取りを私もしてまして、やっぱり怖くてしょうがないということを言つてますけども、海外にいる日本人もテロの対象になる。そういういた意味では、軍隊の活動によってそれが因果関係として命を奪われることにつながる。あるいは身体の危険が生じるということで、平和的生存権が侵害されるということが言えるかと思います。

- 13 実際に戦地に送られる自衛官のみならず民間人、そういった人たちの平和的生存権が脅かされるということですよね。

(うなずく)

- 14 実際に戦地に行くわけではない人の平和的生存権というのも当然侵害される可能性はあるんですよね。

はい。

- 15 それは具体的には、例えばどういう方の平和的生存権が侵害されると言えるんでしょうかね。

今申し上げたことと重なるかもしれませんけども、医療者なんていうのは間違いなく行かされます。湾岸戦争のときもそうなんですけども、アメリカの要請で50人の医療者というのは行かされてます。そういう意味で平和的生存権は関係なくとも行かされるということはございます。

- 16 次に安保法制と人格権の関係についてお尋ねします。人格権というのはどういう権利でしょうか。

これも学会によってもいろんな定義というのはございますけども、まず身体、生命、健康あるいは信用でありますとか名誉、それから肖像、氏名、そういう人の人格的利益に関わる権利、それを総称して人格権という言い方が一般的になされています。これに関しては、それこ

そ判例でもいろんなところで人格権というものが使われているかと思います。

- 17 人格権は判例上も具体的権利であるというふうに捉えられているものなんでしょうか。

はい。

- 18 安保法制は、どのような点で人格権を侵害していると言えるんでしょうか。

特にですけども、ちょっと私、今申し上げませんでしたけども、精神的な平穏、要するに平和に暮らしたい、これが人格権の大きな内容の一つになります。そうであれば、例えば原告で多分一番多いだろうなと思われるのが、戦争体験者ですよね。戦争体験者の話も私いろいろ聞きましたけども、空襲の体験というのがあって、花火が怖くて見れない、あの音を聞くとやっぱり思い出してしまって、そういうことがありますし、焼き肉は、あの臭いが人が焦げた臭いで駄目だと、あるいは砂場へ行くと人の死体のことを思い出してしまうということで、戦争体験者というのは常にそういう精神的な心の傷を負ってる場合があります。そういう人たちが安保法制というものが制定されることによって、もしかしたらまた日本が戦争に巻き込まれるかもしれませんと、そういうことでまず戦争体験者の平和的生存権というものが侵害されてるという事実が一つあるかと思います。あるいはですけども、私いろんなところで話を聞きますと、自分の子供たち、あるいは孫たちが本当に平和な世の中で暮らせるのかということを心配する父母の方や祖父母の方にも会います。例えば自衛官の方に聞き取りしたときなんですけども、やっぱり徴兵制になるということは、現場の自衛官ほどやっぱりこれは言います。どういうことかと言いますと、自衛官というのは、これも後で言うべきなのかもしれませんけども、自分たちがどうやって人を殺すかというのは分かってるんですよね。ですか

ら、自衛官の方と話すと、目をえぐるとか首をはねるということは平気で言います。神奈川県の障害者の事件ですけども、19名生き残ったと。あれに関しては、もう殺し方がへぼだということも言われたことがあります。どういうことかと言いますと、首から刃物を当てて首の辺りをずっと切っていくと、そうすると、何人でも殺せると、そのまま海へ放り投げれば死体も浮かんでこないと、こういうことも言われたりするんですよね。こういう現実を見ますと、自衛官は、もし自分たちが派遣されたらどうなるかというのはよく分かります。そうなると、当然戦場なんか行かなくなると。そうなりますと、徴兵制を敷かざるを得なくなるだろうということを元自衛官なんかも言われたりもしまして、先ほど紹介した2019年の本なんかでもそのことは私、紹介しています。そういういた徴兵制という議論が出てきますと、自分たちの子供たちが大丈夫なのか、あるいは孫たちが大丈夫なのかということを心配する親たちもいると。そういういた親たちの平和的生存権というのも侵害されるということは言えるかと思います。人格権というものはいろんな類型がございますので、もう1個ぐらいにしますけども、実は平和的生存権と重なるところがございます。どういうことかと言いますと、平和的生存権というのは奪われるだけじゃなくて、奪われるおそれというのも平和的生存権になります。基地周辺の人たちというのは、自分たちが攻撃されるかもしれないというおそれを抱えると。これも人格権の侵害というふうに評価できるものと考えます。

19 もう一つ、安保法制と憲法改正・決定権との関係についてなんですが、この憲法改正・決定権というのはどのような権利と言えるでしょうか。

まず主権者である国民が憲法を変えるか変えないか、あるいは変えるとしてもどのように変えるのかということで、十分な議論で熟慮すると。それが一つ目の内容となって、そういういた議論と熟慮を踏まえた

上で主権者が決定するというのが憲法改正・決定権の内容になります。
20 この憲法改正・決定権も、これも具体的な権利と言うことはできるんでしょうか。

憲法 96 条で国民が投票するということを言ってるんですね。例えば主権という概念が生まれたのはフランスですけども、フランスで投票しないなんてことはあり得ないという話になるかと思います。飽くまで主権者である国民が決めるというのが国民主権。それがある種、変わったのが憲法改正・決定権になります。今回の場合で言いますと、憲法 96 条に基づいて、まず衆議院議員と参議院議員の全ての議員の 3 分の 2 が必要だということになってるわけですね。今、小選挙区制になってますので、多少 3 分の 2 というのは楽になつてますけども、実際その 3 分の 2 を構成するというのは、なかなか大変なことになるかと思います。そうであれば、国会議員の中でも十分な議論、いろんな議論をしなきやいけないと。なかなか 3 分の 2 に達しないということが通常だと思いますけども、そういう議論を通じて国民というのは国会ではこういう議論がされてるんだということをまず認識する。その上で憲法改正に賛成するかどうかというのを判断するというのが第一段階。ですから、私が議論と熟慮ということを言いましたけども、この機会が一つ奪われたということになるかと思います。もう一つですけども、憲法 9 条を見ますと、国権の発動たる戦争と武力の行使、武力による威嚇というのは永久にこれを放棄するというふうに書かれています。にもかかわらず安保法制というのは、先ほど申し上げたとおりですけども、日本は攻撃されてないけども、日本と仲のいい国が攻撃されたとき一緒に攻撃してしまおうというのが安保法制になります。言わば先にこっちから手を出すことになります。それも先ほど自衛隊法の話をさせていただきましたけども、世界中での武力行使というの

が可能になります。明らかにこれは憲法の内容に反するかと思います。もしこれをやるのであれば、もちろん私は賛成しませんけども、これこそが平和を守るという考え方もあるかもしれません。そうであれば、主権者である国民の意思を聞き、本当にこれでいいかと十分な説明をした上で国民投票に掛けるべきなのにもかかわらず、それもしないで法律にする手段、言い方は悪いかもしれませんけども、国会議員の6分の1だけで法律は作れますので、そういったもので作ってしまったと。これは国民がですけども、そういう国家に変わるという決断をするという憲法改正・決定権を根底から奪ったものと評価できると考えます。

21 今のお話は、憲法改正・決定権自体が憲法上の具体的な権利であると言えることを前提にして、安保法制というのは、この憲法改正・決定権をも侵害するものであるというふうに結論付けられるということでおろしいでしょうか。

そうですね、はい。

22 ところで、裁判所は、憲法9条など特定の憲法上の論点が争われる裁判で司法判断を避ける傾向があると指摘されることがあります、そのような傾向はあるのでしょうか。実際の例とかもあれば、それも含めて御説明ください。ここにいらっしゃる法律を専門にされている方は当然御存じの話だと思いますけども、それこそ砂川事件第一審判決、いわゆる裁判長の名前を取って伊達判決と言われるかと思います。あるいは長沼事件第一審判決、これも裁判長の名前を取って福島判決というふうに言われるかと思います。イラク自衛隊派遣違憲訴訟の名古屋高裁判決、これも裁判長の名前を取って青山判決というふうに言われるかと思いますけども、これらの判決では積極的に憲法判断に踏み込んで違憲かどうかというのを判断したと言えるかと思いますけども、その他の裁判を見る限りでは、憲法判断を避けたという評価が適切かと思われます。

23 先ほど私の質問でも、この訴訟以外にも他の全国各地で安保訴訟をしているということをちょっと言及させていただきましたが、その他の裁判で安保法制の合憲性判断に入らずに終わってしまっているという裁判とかがあるんですが、そもそもこの安保訴訟において、そのような憲法判断に対して消極的な態度をとるということは許されるんでしょうか。

先ほど私、言わせていただいたかと思いますけども、恐らく憲法学者に一番重要な条文を挙げろと言ったら憲法13条を挙げるかと思います。個人の権利、自由あるいは個人の尊厳というのを守る、これが一番重要な条項だというふうに言うかと思います。かつては場所違いだという言い方をされたんですけども、憲法97条で個人の権利を守るということが実は書かれているんですよね。最高法規の箇所です。なぜそんなところにそれがあるのかと言いますと、飽くまで個人の権利、自由を守る、だから最高法規なんだということを明らかにするために憲法97条でそういうことが書かれているというのが、今、学会の通説と言えるかと思います。その憲法の権利、自由を守るために、実は裁判所に何を求めてるのかと言いますと、憲法81条で違憲審査制というのを設けてます。個人の権利、自由が侵害されるとき、あるいは侵害されそうになったとき、そういう場合に対しては、裁判所がそこで憲法判断に踏み込めというのが憲法81条の趣旨だと思います。そうであれば、憲法判断を回避するというのは、憲法の役割として許されないと考えます。

24 憲法の役割として、そもそも訴訟において憲法判断を回避することは許されないということでしたけど、例えばこれまでの憲法訴訟とかの歴史的経緯とかも踏まえて、もう少しその点を具体的にお話しできますか。

一番大きく認識されたのが、ナチスの授権法だと思います。1933年3月ですけども、ドイツの国会で授権法というのが制定されます。

その授権法なんですけども、総理大臣は法律を制定することができる。これはまず権力分立に反するんですよね。これはよく分かるかと思います。総理大臣が法律を作ることができると、その場合の総理大臣って具体的に誰かと言いますと、ヒトラーです。しかも、その授権法の中には、法律は憲法に違反することまでできるということが実は明記されています。これは議会の多数で作られたものなんですね。その結果ですけども、最も民主的、最も進歩的と言われたヴァイマル憲法がたった14年で幕を閉じることになりました。ヨーロッパでは、こういった経験から、国会が作る法律が必ずしも権利、自由を守るものではないということが認識されるようになります。その場合ですけども、裁判所が介入して、やっぱり違法なものは違法だというふうに判断すべきということが、ヨーロッパを含めて全国的な考え方としてそうあるべきだという考え方方が主体的になります。フランスの話を私、多少先ほどさせていただいたかと思いますけども、1789年フランス大革命のとき、やっぱりフランスの裁判所というのが国民に背を向けて貴族の味方をしたということで、フランスというのは基本的に裁判所を信用できないという風土があるんですけども、それでもやっぱりナチスの経験があるということで、裁判所的機関である憲法院というのが1958年の第5共和制憲法で作られて、違憲判決というのを下しています。このように国会の多数が必ずしも国民の権利、自由を守らないことがあると。その場合にですけども、裁判所的機関が違憲だというのは、これは権利、自由を守るという観点から当然だという考え方方が世界的な流れとしてあるかと思います。先ほど世界的なことは言いませんでしたけども、日本国憲法81条も実はそういう考え方に基づくものでございます。そうであればですけども、違憲審査制というのは、個人の権利、自由を守るために当然行使される、必要で

あれば行使されるべきものというふうになるかと思います。今までの安保法制のほかの裁判所を見ますと、権利侵害がないからだという言い方、アメリカがそうだからという言い方をしますけども、アメリカでももっと憲法判断に踏み込む場合というのは結構あります。そういう意味でも、過去の裁判というのは、憲法判断の範囲というものを狭く捉え過ぎているという印象を持ちます。

- 25 議会制民主主義ですら国民の権利を侵害することがあると、それを救済することができるのもう裁判所だけであるということですかね。

はい。

- 26 私の質問は以上で終わるんですが、最後に裁判所に述べておきたいことがあります。

私たち憲法学者が声を上げなきやいけないと思ってるのはなぜかと言いますと、子供や孫に責任持てる社会が作れるかどうか、その一点です。同じ法律家として、これは国側の代理人に対しても問い合わせたいと思いますし、この法制を残しといて子供や孫たちが本当に安心して暮らせるかどうか、こんな法制を残しといたら、とてもじゃないけども、いざとなれば戦争に巻き込まれる可能性があるかもしれない。そういう考えから憲法学者もやっぱり声を上げるべきだということで、いろんなところで声を上げています。例えば裁判所におかれましても、ちょっと海外の事例なんかも考えていただきたいなと思いますけども、つい最近も T i k T o k をさせないというトランプ大統領の政策に対して、アメリカの地方裁判所がそれを一時的に差し止めたということがございますし、あるいは今年の 6 月ですけども、アメリカの連邦最高裁判所というのは、二つの事件に関して違法だという判決を下しています。これも御存じだとは思いますけども、一つは何かと言いますと、L G B T の人たちの職場差別、それに関して違法だと

いう判決を連邦最高裁判所が下していますし、あるいは不法移民の子を外国に強制的に送り帰すと、そういういた措置も連邦最高裁判所は違法だという判断をしています。どちらもトランプ大統領の政策に反する判決なんですね。最初に言った判決なんかは、実はトランプ大統領に指名された最高裁判所の判事が違法との判決を書いています。ですので、アメリカの場合は、たとえトランプ大統領に指名されたとしても、これは個人の権利、自由のために有害だと、私たちは人民の権利、自由の保護者などと誇りを持って判決を下しています。フランスもそうですけども、例えば今年の5月11日、憲法院は違憲判決を下しました。それは何か言いますと、コロナに関する3月24日の法律を延長するという法律なんですけども、そこで個人情報をソーシャルワーカーに伝えるということは、これは憲法前文に基づいて憲法違反だという判断を下しています。先ほどの繰り返しになりますけども、実は憲法前文というのは、フランスではそうやって当たり前のように使ってます。フランスの例も挙げましたし、アメリカの例も挙げさせていただきましたけども、こうやってアメリカであったりフランスの裁判所というのは、私たちこそ個人の権利、自由の守り手だという観点から、積極的に政府に対して法の判断というのを下したりします。例えば今までの安保法制の違憲訴訟って、憲法改正・決定権は具体的権利ではないなんていう判決もありますけども、多分アメリカやフランスの裁判官が見たらどう思うかということになったと思います。私がお願いしたいのは、実は先ほど伊達判決でありますとか福島判決あるいは青山判決というのがありましたけども、あの判決というのは国連の場で紹介されます。どういうことかと言いますと、実は日本の裁判でこういう判決が出てると。ですので、2016年の12月に国連総会で平和への権利というのが採択されましたけども、そのときも実は

日本ではこういう判決があるんだということで国連の場で紹介されると。国内法の判決というのは、国際法の一部、国家実行として、政治プラクティスとして、実は国際法の一部として援用されるということがあります。この判決自体が、いざとなれば国際社会の場で紹介されて、日本というのはこういう判決が下されてるということが、それで平和貢献になることもあります。私は裁判官の皆様にお願いしたいのが、やっぱり子供や子孫のために本当に胸を張って平和な判決を下したと言えるものを書いていただけるかどうかのみならず、国際社会の場で平和貢献したんだという、そういった判決を書いていただけるように望みます。宮崎という地名もそうすれば、国連の場でも頻繁に取り上げられるようになるかと思いますけども、是非今までの判決とは異なり、やっぱり個人の権利、自由を守るという観点から判決を下していただくように同じ法律家として切に願うところでございます。以上です。

原告ら代理人（松田）

27 先ほど憲法学者は、みんな憲法13条を挙げるとおっしゃいました。憲法13条の個人の尊厳、幸福追求権、それと平和に生きる権利と、その関係をより分かりやすく御解説いただけすると有り難いのですが。

一人一人の個人を大切にしなさいというのが個人の尊厳になります。一人一人がいろんな幸福を追求できると。ちょっと私、教員なんで学生のことを出しますけども、例えば医者になりたいとか、あるいはアパレル業界、洋服業界で働きたいとか、いろんな考え方というのは学生によってあるかと思います。それをするためには、やっぱり平和じやなきや、そんなことは選べないんですよね。ですから、実は個人のやなきや、そんなことは選べないんですよね。だから、実は個人の尊厳というのは大切ですけども、その個人の尊厳に基づいて幸福追求

実現できないと。そうでなければ、戦前ではないんですけども、徴兵されて、女性は看護師にさせられるというのが当たり前になってしまふかも知れないと。だから幸福追求の前提としては、平和に生きる権利というのが前提としてあるということを指摘させていただきたいと思います。

- 28 もう一点、よく言われるんですけど、憲法9条とか憲法96条、これは飽くまでも憲法上、制度としてあるものであって、この条文を基に個人に私的な権利を与えるものではないというような議論がなされることがあります、それに関してはどんなふうな御見解でしょうか。

先ほど私、言葉足らずだったかもしれませんけども、憲法96条からまず先に申し上げますけども、国のは在り方を決める、要するに憲法というものは國のは在り方ですよね。例えば戦争しちゃいけませんというのを、やっぱり戦争してもいいというふうに変えるということであれば、当然主権者である国民が意思表示をすると。それはフランスなんかで当たり前のように国民主権から具体的な権利というふうに捉えられています。ですから、まず96条に関して言いますと、それが憲法上の権利じゃないとか、具体的な権利じゃないというのは、根本的民主主義という考え方あるいは国民主権という考え方を理解していない考え方と言えるかと思います。9条に関してなんですけども、これは学説上ありますて、飽くまで制度というものだから、具体的な権利じゃないということを言うことがありますけども、なぜ9条が定められたかということを考えればという話になりますけども、やっぱりアジア・太平洋戦争のとき、日本は近隣諸国に対していろんな戦争を起こして2000万から3000万人の人を殺したと。生き残った方も当然自分の遺族が亡くなつたということで、悲しむ遺族というのはそれだけじゃないと。日本国民も310万人の人が亡くなつたと。そういうた

悲惨な戦争を二度としちゃいけないというのが基本的な考え方につけて、それを制度にしたのが憲法9条なわけですよね。そうであれば、それが人権規定と全く関係ないということは言えないと思います。飽くまで一人一人の個人を大切にするため、そのための制度として設けたのが憲法9条である以上、それは個人の人権とは関係ない、あるいは13条とは関係ないということは全く言えないと私は思います。

29 つまり、ただの制度であれば、個人に人権付与しなければ実効性のあるきちんとした制度にはなり難いと、そうお聞きしてよろしいですか。
はい。

被告指定代理人（阿波野）

30 被告からはございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 束元美樹